

※協会のうごき

- R 1年 7月  
1日 賛助・協力委員会  
5日 日事連事務局連絡会議(古川事務局長)  
22日 日事連北東ブロック協議会会長会議(一関市)  
(村田会長・松橋専務理事)  
耐震診断全国ネットワーク委員会(原田理事)

- R 1年 8月(予定)  
2日 親睦ゴルフ大会(南秋田CC)  
20日 耐震診断事前審査(本荘CP)  
23日 親睦ボウリング大会・ビアパーティ(秋田ビューホテル)  
27日 耐震診断判定委員会(本荘CP)



夏期休暇のお知らせ  
事務局は8月10日(土)～8月18日(日)まで  
夏期休暇となります。その期間の事務所登録  
更新予定の方は、事前の更新をお願いいたします。



開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

- 主催 (一社)日本建築士事務所協会連合会  
(一社)秋田県建築士事務所協会
- 受講対象者 秋田県知事の登録を受けている下記建築士事務所の  
開設者及び管理建築士並びにこれに準じて建築士事  
務所の管理業務に携わる建築士等  
・平成31年4月1日以降建築士事務所登録変更した建築士事務所の  
開設者及び管理建築士等で未受講者  
・令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間に建築士事務所  
登録更新する建築士事務所の開設者及び管理建築士等
- 研修日・会場  
日時 令和元年9月20日(金)10:00～16:50  
会場 秋田テルサ(秋田市御所野地蔵田3-1-1)
- 申込期限 令和元年 8月 1日～9月 5日
- 申込 (一社)秋田県建築士事務所協会

改正建築基準法が6月25日から全面施行されました

国土交通省住宅局建築指導課

昨年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行に関し、施行期日を定める政令及び関係政令の整備等に関する政令が、6月25日から全面施行されました。なお、一部について、昨年9月25日に施行されています。

改正の概要(今回施行されたもの)

- 密集市街地等の整備改善に向けた規制の合理化**  
防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建坪率を10%緩和するとともに、技術的基準を新たに整備する。
- 既存建築物の維持保全による安全性確保に係る見直し**  
既存不適格建築物に係る指導・助言の仕組みを導入する。また、維持保全計画の作成が必要となる建築物等の範囲を拡大する。
- 戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化**  
耐火建築物等としなければならない3階建の商業施設、宿泊施設福祉施設等について、200㎡未満の場合は、必要な措置を講じることで耐火建築物等とすることを不要とする。また、200㎡以下の建築物の他用途への転用は、建築確認手続きを不要とする。
- 建築物の用途転用の円滑化に資する制度の創設**  
既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定制度を導入する。また、建築物を一時的に他の用途に転用する場合に一部の規定を緩和する制度を導入する。
- 木材利用の推進に向けた規制の合理化**  
耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに中層建築物において必要な措置を講じることで性能の高い準耐火構造とすることを可能とする。また、防火・準防火地域内の2m超の門・扉について一定の範囲で木材も利用可能とする。
- 用途制限に係る特例許可手続きの簡素化**  
用途制限に係る特例許可の実績の蓄積がある建築物について用途制限に係る特例許可の手続きにおいて建築審査会の同意を不要とする。
- その他所用の改正**

※詳細は国土交通省のHPを参照下さい。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000789.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000789.html)

会員増強キャンペーン

7月から会員増強キャンペーンをおこなっております。全会員が1社入会増強を目標としています。正会員には入会申込書と協会のチラシを送付しております。協力会員、賛助会員の方はホームページからダウンロードしていただくか、事務局にご連絡いただければお送りいたします。令和2年3月末まで、入会金は免除されますので、まだ入会されていない方に、ぜひご紹介下さるようお願いいたします。

よろしく  
お願いします



第33回 秋田の住宅コンクール作品募集！募集期間 9月2日～9月30日まで！！ 専門の部の作品ご応募お待ちしております。